市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

第63回 社会を明るくする運動

福祉課 保護援護係（☎(95)0149）

○犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支え、ふれあいのある明るい地域づくりに参加することを重点目標として、毎年7月1日～31日の1か月間全国的に行われる運動です。

家庭・学校・職場・地域社会が一体となって犯罪を誘発しない環境をつくるため、地域住民の理解と協力の輪を広げましょう。

［啓発パレード］

八ツ田小学校マーチングバンドクラブ・カラーガードクラブ等による啓発パレードを実施します。

▼とき　7月9日㈫　午前10時30分から

▼ところ　アピタ知立店

猫は家の中で飼いましょう

環境課 環境保全係（☎(95)0154）

交通事故で死亡したり、ケガをする猫が増えています。ドライバーが猫を避けようとして、事故を起こす危険もあります。猫は犬と異なり、首輪や鑑札がありません。車にはねられて死亡した猫は、飼い主不明のまま焼却処分されてしまいます。このようなことにならないためにも、猫は家の中で飼いましょう。

また、屋外に出すと病気をうつされたり、害虫を家の中に持ち込んだりします。また、他人の家の庭を荒らしたり、糞尿で汚したりすることもあります。

猫は人にとって、大変身近な愛玩動物です。家の中で大切に飼いましょう。

夏の交通安全運動 7月11日㈭～20日㈯

安心安全課 防犯交通係（☎(95)0115）

夏本番を迎え、海や山のレジャーシーズンの本格的な到来となります。

この時期は、暑さやレジャーの疲れから注意力が散漫となった運転者と、外出の機会が増える子どもや、暑さで体力の低下が心配される高齢者の交通事故の危険が高まります。

また、夏特有の開放感から、スピードの出し過ぎや飲酒運転による重大事故の多発も心配されます。

そこで、次のような重点項目をかかげ、夏の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

・子どもと高齢者を交通事故から守ろう。

・すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。

・飲酒運転を根絶しよう。

第57回 史跡八橋かきつばたを写す会 入賞者決定

県の花、市の花である「かきつばた」を広く紹介し、観光宣伝に使用することを目的に開催された「史跡八橋かきつばたを写す会」の入賞者が決定しました。

今年度は496点の応募作品の中から厳選なる審査の結果、「推薦」の稲垣哲哉さんを始め、次の皆さんが入賞されました。

なお、入賞作品は7月2日㈫～16日㈫まで、中央公民館1階ホールで展示しますのでぜひご覧ください。

▶問合せ　観光協会事務局（経済課内　内線211・212）

【推薦】稲垣哲哉さんの作品「微笑（ほほえみ）」

□入賞者一覧

（敬称略）

賞	氏名（住所）		賞	氏名（住所）	
推　薦	稲垣哲哉（豊橋市）		入　選	佐々基成（名古屋市）	井上幸憲（豊田市）
特　選	杉浦勝利（西尾市）	岡田泰之（刈谷市）		水野公三（岐阜県多治見市）	尾崎武二（名古屋市）
準特選	田井中道夫（刈谷市）	小島隆（東海市）		稲垣新二（西尾市）	吉田幸司（岐阜県岐阜市）
	大見恭三（豊田市）			佐伯外與昭（刈谷市）	遠藤俊次（豊田市）
入　選	斎藤紀生（安城市）	榊原正義（西尾市）		小伊豆忠（知立市）	戸軽邦明（知立市）
	大口芳子（刈谷市）	内藤和幸（安城市）		藤田俊夫（春日井市）	深見玲子（名古屋市）
	下村立上（春日井市）	丹沢文衛（知多市）		久野安鈔（みよし市）	篠田光雄（岡崎市）

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

愛知県障害者委託訓練 くるくる新安城― ビジネススキルコース

刈谷公共職業安定所（☎(21)5001）
愛知障害者職業能力開発校（☎0533(93)2102）

▼訓練期間　9月3日(火)～10月4日(金)　毎週月曜日～金曜日の午前9時～午後0時15分
▼ところ　障害者職業支援センターくるくる（安城市今池町1―23―9）
▼内容　ワード・エクセルの基本操作の習得、ビジネス実務マナーの習得、事務作業の職場体験トレーニングをします。
▼対象　障害者手帳所持者（身体（聴覚・視覚の人を除く）・知的・精神等）
▼定員　8人（面接で選考）
▼受講料　無料
▼申込み　8月7日(水)までに、公共職業安定所で手続きをしてください。
※受講には安定所での求職登録が必要です。

八橋かきつばた園内茶室「燕子庵」がご利用いただけます

▶**利用時間および使用料**
・午前9時～午後1時　1,200円
・午後1時～5時　1,200円
▶**利用可能日**　1月4日～3月31日、7月1日～12月28日（毎週月曜日を除く）
▶**申込方法**　利用希望日の3か月前の1日（その日が市役所閉庁日の場合、翌開庁日）から利用希望日の14日前までに市役所2階経済課で申し込んでください。
▶**利用方法**
・茶道以外の利用はできません。
・茶道具等については、利用者が持参してください。（水屋屏風と風炉先屏風、IHやかん、電気ポットは各1あり）
▶**問合せ**　経済課　商工観光係（☎95-0125）

後期高齢者医療制度　保険証の更新

1．新しい保険証を郵送します。
現在皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。
簡易書留郵便では、受け取るときに押印または署名が必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便局に再配達の依頼をするか、直接受け取りに行ってください。

2．郵便支店での留置期間を超えた保険証は市役所に返還されます。
その場合は国保医療課の窓口でお渡ししますので、現在の保険証・印鑑、窓口に来る人の身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証など）を持ってお越しください。
本人または世帯主以外が受取りにくる場合は、委任状も必要です。

3．住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、国保医療課へ申請が必要です。
すでに「送付先変更申請書」を提出されている場合は必要ありません。
「転送不要」となっているため、郵便支店への転送届では転送されません。
申請するときは、窓口に来る人の印鑑と身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証など）を持って国保医療課へお越しください。本人または、世帯主以外が申請にくる場合は、委任状も必要です。
7月8日(月)までに国保医療課へお越しください。

4．保険証の回収にご協力ください。
有効期限が過ぎた後期高齢者医療被保険者証は回収しますので、市役所にお越しの際に国保医療課にご返却いただくか、下記施設の回収箱に投函してください。回収箱に投函できない場合は、ハサミ等で切って使用できないようにして廃棄してください。
○回収箱のある施設（9月末まで）
市役所（国保医療課）、中央公民館、知立文化広場、福祉の里八ツ田（地域福祉センター、いきがいセンター）福祉体育館、西丘文化センター、リリオ出張所、昭和児童センター、図書館、保健センター、猿渡公民館、文化会館（パティオ池鯉鮒）
▼問合せ　国保医療課　医療係（☎(95)0151）

平成25年度 後期高齢者医療保険料納入通知書

▼問合せ　国保医療課　医療係（☎(95)0151）

保険料のお知らせをお送りします

平成25年度後期高齢者医療保険料納入通知書を送付します。7月中旬以降、
特別徴収対象者→「後期高齢者医療保険料額決定通知書・保険料特別徴収開始通知書」
普通徴収対象者→「後期高齢者医療保険料納入通知書兼領収書」
が送付されます。

保険料の支払方法・納期

○特別徴収

年金からの天引きです。ただし、年金の額が年間18万円以下の人または介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きとはなりません。特別な事情で年金天引きにならない人もいます。

・納期（4月1日～翌年3月31日分を6期で割ります。）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

○普通徴収

年金からの天引きとならない人については、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。（7月～9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合もあります。）

・納期（4月1日～翌年3月31日分を8期で割ります。）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

◎口座振替による納付の注意

・以前に国民健康保険税の口座振替をされていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出されない限り、口座振替されません。

・後期高齢者医療制度に加入後、半年程度は納付書か口座振替（要依頼）により納めていただきます。原則、年金天引きが可能な人については、口座振替依頼書を提出している場合でも、年金天引きが優先されます。年金天引きによらず口座振替のみでの納付を希望される人は、市役所で**「納付方法変更申出書」**の提出をお願いします。

第23回 7万人クリーンサンデー ご協力ありがとうございました

6月2日(日)の7万人クリーンサンデーには、約5千人の市民の皆さんに早朝からご参加をいただき、ありがとうございました。

皆さんのご協力により今回集められたごみの量は、左表のとおりです。市民一人ひとりがごみを捨てない誓いをたてて、ポイ捨てのない、住みよいきれいなまちにするため、今後も実施していきますのでご協力をお願いします。

みんなで拾ったごみの総量は　3千109kg

燃えるごみ	2千110kg
燃えないごみ	290kg
アルミ缶	66.4kg
スチール缶	165kg
ペットボトル	21.6kg
びん	154.7kg
埋立ごみ	172kg
有害ごみ	130kg

▼問合せ　環境課　ごみ減量係（☎(95)0126）